

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第一千八百十一號

明治三十三年十月十八日

土曜日

舊曆庚寅九月四日

(壬申)

正午前五時五十分

午後七時五十分

月八日午前九時五十分

午後七時五十九分

西暦一千八百九十年

(西暦一千八百九十年)

三船乗組遭難者弔慰金

其二 改正地方官制に府縣事官二人を置きたるは誠に至當の處置にして我輩の賛成を表す所なり然れども其年体に差等を設け且つ特別任用令を定めたるは如何なる旨意に出てたりや解す可らず或は云ふ二人の中一人は舊經驗に富みたるものと任じ一人は新學識に長じたるものと用ふるの本旨にして特別任用令を定めたるも専ら舊經驗者と登用するの便に供したるものなりと是れ又自ら一説にして注文通り新舊相調和し長短相補翼し以て參事の任を継ぐに於ては甚だ妙なれども實際には果して此の如くなるを得べきや否や經驗者は老功自ら喜びて容易に人の言を容れず新進者は活潑自ら用ひて漫に人の下に居するなどを左なきよしに老壯相容れざる世の習ひなるに若しも老功の經驗者を擧て其上位に置くなどもあらんか活潑ある新進者は常に不平に堪へずして其間の調和補翼は到底望む可らざるのみならず却て事の澁滞不圓滑を見るにも至る可し我輩の取らざる所なり故に參事官をして眞實その責を盡さしめんとするには二人ともに新進の壯年者を取り其官等に依り給を受くるの例にして幾年目毎に昇等の恩典とを期す可し若し夫れ老功経験の事に於ては知事あり書記官あり之を新進の參事官に望む可きにあらざるなり

汽船武藏丸帆船頗信丸布引丸の三艘は航海中去月十七日の暴風雨に遭ふて何れも船長始め乗組員殆んど死没し僅に生存せるもの商船丸に一名、頗信丸に七名、布引丸に十名のみ其生存者と雖も傷痍疾病に罹るもの甚だ多く實に海事上稀有の災難にして其慘状は當時の時事新聞に詳なり今度日本海員掖濟會に於ては太く遭難者の不幸を憐れみ死者の弔祭并に遺族の救恤生存者の善者藤君左の規定に従ひ義金を本社に送付あらんと切望に堪へず

義捐金申込規定

時事新報社

此義金申込は本社に於ては太く遭難の時事

新報に詳なり

ても此不幸の出来事を坐視するに忍びず世間慈愛者の

爲め義金取集めの勞を取るべし日本海運業擴張の大

切ある今日に當り世人が此業に倒れたるもの哀悼救

恤するが故に之を一定したるは誠に適當の改正あれ

とも猶は此改正の甚だ事宜に適したる他の理由ありと

云ふより貴族院の議員は取も直さず勅任の身分にして從

來縣の知事には勅任のものもあり委任のものもあ

りて其官職は一定せざりしに今度の新官制にては残ら

ず勅任と定めたり同じく府縣の知事にして而も其職權

も同一なるに獨り官等のみを異にするは理に於て解す

専らさるが故に之を一定したるは誠に適當の改正あれ

とも猶は此改正の甚だ事宜に適したる他の理由ありと

云ふより貴族院の議員は取も直さず勅任の身分にして從

來縣の知事には勅任のものもあり委任のものもあ

りて其官職は一定せざりしに今度の新官制にては残ら

ず勅任と定めたり同じく府縣の知事にして而も其職權

も同一なるに獨り官等のみを異にするは理に於て解す

専らさるが故に之を一定したるは誠に適當の改正あれ

とも猶は此改正の甚だ事宜に適したる他の理由ありと

云ふより貴族院の議員は取も直さず勅任の身分にして從

來縣の知事には勅任のものもあり委任のものもあ

りて其官職は一定せざりしに今度の新官制にては残ら

ず

○大蔵省訓令第三十九號

金庫出納規則

第三十九號

金庫出納規則